

陳情第48号	受理年月日	平成29年9月20日
付託委員会	保健病院委員会	
件名	看護職員の勤務環境の改善を求める意見書の提出について	
要旨	<p>医療現場では24時間365日、患者に対するケアが求められ、夜勤労働が避けられないが、夜勤労働は、慢性疲労や睡眠障害など従事者に対するリスクと集中力低下による医療事故のリスクが指摘される有害・危険な性格を持っており、頻回や長時間に及ぶものに対する制限が必要である。</p> <p>1日8時間労働が基本の我が国において長時間の連続勤務が主流となる傾向にあり、疲労回復と安全確保に必要な休息時間が確保されない状況である。2012年12月には札幌市の総合病院で看護師が心身ともに極度に疲弊した末、12月に自死する事件も起きている。</p> <p>全国の看護職員の離職率は常勤職員で10.9%であり、人材確保が十分に進まない。政府の社会保障・税一体改革では、2025年に必要な全国の看護職員数を200万人と推計しているが、2016年末の全国の看護職員数は156万人にすぎず、高齢化の進行のもと医療提供体制の後退が危惧されている。</p> <p>看護職員を確保するためには、新たな人材養成とあわせ、現場で働き技術に習熟している職員が、過酷な勤務実態から医療現場を去ることがないように厳しい勤務環境を改善し、人材の質・量双方の確保を進めることが極めて有効である。</p> <p>については、地域住民が安全で安心できる医療提供体制の確保を図るため、看護職員の勤務環境について、1日8時間労働を基本とした労働時間の上限規制、勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限、1回当たりの夜勤時間の縮減に向けて、国の法制・制度や診療報酬上の規定等の改善・充実などの対策を進めるよう国に意見書を提出していただきたい。</p>	